

議事（3）

建築基準法第43条に係る許可に関する包括同意基準の改定について（案）

平成 年 月 日

千葉県建築審査会

本会は、「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関する千葉県建築審査会包括同意基準」について了承する。

この同意基準に適合する場合にあっては、建築審査会の個別の審査を経ずに、本会の同意があったものとみなすことができる。

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関する
千葉県建築審査会包括同意基準

千葉県

1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定の適用に当たって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、建築審査会の個別の審査を経ずに、建築審査会の同意があったものとみなし、許可手続きの迅速化を図ることにより、建築主の利便性の向上に資するため、包括同意基準を定める。

2 包括同意基準

包括同意基準は、建築物の計画が千葉県建築基準法第43条第2項の規定による特例に関する基準第3許可基準（以下「43条許可基準」という。）に適合する場合であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 43条許可基準第2項に適合する場合で、その敷地が接する道が次のアからカのいずれかに該当するものであって、当該道の所有者又は管理者とその道の通行に対する了解又は整備等について協議が整っていること。

ア 農道整備事業による道

イ 土地改良事業による道

ウ 漁港区域内の道（漁港漁場整備法により指定された区域内において漁港施設として整備された道）

エ 臨港地区内の道（都市計画法に基づき定められた地区内において港湾施設として整備された道）

- オ 現に通行の用に供されている河川・海岸管理用通路
 - カ 現に通行の用に供されている国・県・市町村の所有する公共用通路
- (2) 敷地と道路の間に存在する川、運河その他これらに類する水面又は公共空地が次のアからエのいずれかに該当するものである場合には、これらの空地と道路を合わせて上記(1)で規定する道として扱う。
- ア 水路、河川又は運河（以下「水路等」という。）で、水路等の管理者から占用許可等を得て築造された橋又は当該管理者により築造された橋で占用許可等を得ているものによって敷地と道路が有効に接続しているもの。
 - イ 里道で、里道の管理者から使用承諾等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。
 - ウ 道路事業又は街路事業による拡幅のための道路予定地であって、国、県又は市町村が買収済みの空地で、管理者から使用承諾等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。
 - エ 河川用地で、管理者から占用許可等が得られた通路によって敷地と道路が有効に接続しているもの。

3 建築審査会の同意及び建築審査会への報告

- (1) 法第43条第2項第2号の規定による許可に当たり、許可に係る建築物の計画が包括同意基準に適合する場合は、あらかじめ建築審査会の同意があったものとみなす。
- (2) 県は、包括同意基準に適合するものとして許可したときは、建築審査会にその許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

(附則)

- 1 この基準は、平成30年4月1日より施行する。

(附則)

- 1 この基準は、平成 年 月 日より施行する。